

参考事例

1. 不当勧誘行為に関するその他の類型

1-1. 事業者の行為により自由な意思決定がゆがめられる類型

事例1-1 国民生活センター「消費者相談の視点からみた消費者契約法のあり方」

(17-1)

電話勧誘で、3年前から次々に教材（総額70万円）を購入した。断っても何度も職場に電話があり、「私のため」「今回限り」などとしつこく言われたため、契約してしまった。

(30代 男性)

事例1-2 国民生活センターウェブサイト¹

プライバシーが脅かされ不安

【事例8】一人暮らしで個人情報を知られていて不安だ

自宅の固定電話に知らない業者から「20年前の学生名簿を見た」と賃貸用マンション購入の勧誘電話がかかってきた。会社名を名乗るのみで、電話番号は非通知だった。断ったのにその後も何度も電話がかかってきた。自分は一人暮らしでもあり、怖いので穏便に対応しているが脅すように畳み掛けられる。住所も知られているので、業者が来訪してきたり、嫌がらせを受けるのではないかと。老後のための投資だと言われたが必要ない。どうすればよいか。

事例1-3 消費者契約法検討会報告書 相談事例【74】

[相談事例]

知らない事業者から、「先日注文いただきました健康食品が出来上がりました。本日送ります」と電話がかかって来た。「注文していない。送られては困る」と言ったところ、「注文を受けた記録が残ってるんだ。ふざけるな。すぐに届けるからな。」と怒鳴られ、怖くて了解してしまった。今日、健康食品が届いたので代金着払いで受け取ってしまった。返金してほしい。

事例1-4 第2回消費者契約法評価検討委員会 資料3²

事例28

10年前に職場への電話勧誘で行政書士資格取得教材の購入契約をしたが資格は取っていない。3年前に見知らぬ会社から電話があり『生涯契約になっている。継続の教材を送る』と言われた。

¹ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20081009_1.pdf

² <http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/keiyaku2/file/shiryo3.pdf>

工作中で長話ができず承諾した。その後何度も電話があり、周囲が気になって断れないまま3回も契約をしてしまった。先日、思い切って、今後は契約するつもりは無いと言ったところ、突然居丈高な口調に変わり、勤め先に出向くと脅された。(30歳代 男性 給与)

事例1 - 5 消費者契約法検討会報告書 相談事例【86】

〔相談事例〕

パソコンの画面上に、「パソコンが脅威にさらされている」といった警告画面がたくさん表示され、不安になり、わからないままクレジットカード決済をして、セキュリティソフトをダウンロードして購入した。

事例1 - 6 国民生活センター「不招請勧誘の制限に関する調査研究」

呉服や貴金属を同一業者から勧められ、約3年間で10点以上契約したが、支払い大変なので解約したい。

訪問販売や展示会に誘われて合計1000万円以上の契約をした。収入は年金のみで月14万円だがクレジットの支払いが月18万円くらいになる。生活していけない。解約したい。

契約金額 10,000,000円 (個品割賦購入あっせん契約)

1 - 2 . 合理的な判断をすることができない事情を利用する類型

事例 1 - 7 消費者契約法検討会報告書 裁判例【48】

裁判例	平成 22 年 7 月 9 日 奈良地裁 平 19(ワ)961 号
出典	消費者法ニュース 86 号 129 頁
要旨	呉服・貴金属の販売業を営む呉服等販売会社から着物・宝石などを購入していた高齢の原告が、同社との間の売買契約は公序良俗に反し無効であるなどと主張し、呉服等販売会社に対し、不当利得返還ないし不法行為に基づく損害賠償を求めるとともに、上記売買につき立替払をした信販会社らに対して割賦販売法に基づき支払を拒絶できる地位にあることの確認を求めた事案において、認知症のために財産管理能力が低下している原告の状態を利用し、個人的に親しい友人関係にあるかのように思い込ませ、必要のない商品につき、老後の生活に充てるべき流動資産をほとんど使ってしまうほど購入させるような売買は、公序良俗に反し無効であるとして、呉服等販売会社の店舗において原告の上記状態を認識できた時期以降の売買を無効とし、同社に対する不当利得返還請求を一部認容するとともに、無効と認められる売買契約について原告が割賦金の支払を拒絶できる地位にあると認めた事例

判示内容	
2	<p>(1) . . . (中略) . . .</p> <p>前記 1 認定及び甲 88 ないし 93 によれば、平成 19 年 3 月ころに光熱費の銀行口座からの引き落としができなくなっており、残高が数千円という状態であって、3000 万円ないし 4000 万円あっておかしくないはずの原告の銀行普通預金はほぼ底をついた状態となっていたものである。</p> <p>本件売買の購入高は平成 11 年には 2 件で約 47 万円であったのが、平成 12 年には（キャンセルした別紙 1 の 11 を除くと）11 件で約 309 万円、平成 13 年は 14 件で約 641 万円、平成 14 年は 14 件で約 362 万円、平成 15 年は 14 件で約 571 万円、平成 16 年は 14 件で約 837 万円、平成 17 年は 10 件で約 459 万円、平成 18 年は 5 件で約 215 万円、平成 19 年は 1 月から 4 月までで 2 件で約 116 万円と、平成 13 年以降金額は増大している。上記合計は 3561 万円余に及んでいるところ、銀行預金口座への入金 は 定期預金からと年金程度であることから、<u>上記認定の銀行預金が底をついた原因の大半は、被告販売会社での本件売買の代金支払によるものと考えられる。</u></p> <p>これは、高齢であって、今後収入のみならず財産が増えることのほとんど考えられない原告においては、大きな浪費といえることができる。</p> <p>(2) 原告は、前記 1 認定のとおり、公務員である夫とともに転勤の後高槻市、後に奈良市で生活するようになったもので、専業主婦として生活しており、昭和 53 年以降平成 15 年までは脳梗塞を患った夫の介護のために 1 日のほとんどを居宅で過ごさざるをえなかったのであり、平成元年以降平成 15 年までは奈良市内と近所の旬会に所属して、月に数回出かけるほかは、ほぼ自宅で生活していたものである。<u>それまでの原告の生活において、原告に着物、宝飾品や絵画等の購買・鑑賞・使用の趣味、またはこれらを購入することによる浪費の性癖や傾向があったことを認めるに足りる証拠はない。</u></p> <p>本件売買による商品のうち、着物は 2 枚ほど着用した形跡があるもののその他はしつけ糸がついた状態で箱に入っていたこと、宝飾品やバッグ、絵画等も使用した形跡もなく納戸に積み上げ</p>

判示内容

られていたことから、これらを購入した動機が、原告による使用や鑑賞ではないことが推測される。

上記認定事実によれば、これら本件売買の商品は嗜好品であるとはいえ、原告が購入に及んだ動機が、原告自身の強い希望・欲求や必要性に基づいたとは到底考えられない。

- 3 (1) 前記1認定事実によれば、原告は、平成13年3月ころから同居の夫から見て日常生活上の物忘れがひどくなっているという指摘があったものの、日常生活はできていたが、平成15年になると夫の主治医から夫の病状についての真剣な話ができないと判断されるほどになり、かつ緊急入院した夫が集中治療室にいるのに心配するような態度を示さず、人工呼吸器をつけた夫の口腔内へ氷を入れるといった不適切な行動をしており、平成16年1月にはかかりつけの医師も、原告が2時間前に何をしていたか思い出せないことがあり、アルツハイマー型痴呆症と診断して投薬治療を開始している。そのころには食事や入浴といったことが適切にできなくなり、平成17年には郵便物を出したり、老人会で会計を頼まれてくるなどそれなりの社会的対応はしていたものの、服薬管理ができず、入浴やゴミ出しも直前に促されないとできず、自分の身の回りを管理することができなくなっていたものである。そして、平成18年には老人会の会計の仕事を遂行することができず、亡夫の現金をHが捨てたとか、その現金が高槻市の工場で見つかったといった、妄想としかいいようのない考えを抱き、これを言いつのるなどしていたものである

そして、甲1、4によれば、平成19年6月時点において、原告はアルツハイマー型認知症であって、財産管理には常に援助が必要と診断されている。

・・・(中略)・・・

(3) ・・・(中略)・・・

このような原告との関係は、被告販売会社店舗の上得意である原告に対して、店員であるEやGが接遇していたというにすぎないけれども、原告はこれを個人的な友人関係であると思い込んでいたようである。

・・・(中略)・・・

(4) ・・・(中略)・・・

けれども、前記(1)(2)のとおり、結果を見通して行動するという社会的生活における認知能力の減退した状態に原告があり、そのことを遅くとも平成16年以降はEもこれを認識し得たことからすると、上記程度の働きかけであっても、原告に商品を購入させるには十分だったというべきである。しかも、上記の働きかけは、前記(3)の原告のEらと個人的な友人であるという思い込みを、いわば利用したものであるといえる。

また、前記1認定のとおり、被告販売会社主催のきものパーティへ着物で出掛けていたことについても、平成14年当時原告は句会のほか出掛けることは少なく、Eらが着付けするなどして案内することも可能であり、着物姿で出席していることだけから、原告の着物に対する自発的な意思や欲求が推認されるものとはいえない。

- 4 前記2、3のとおり、本件売買は、被告販売会社店舗において、G、Eらとその財産の管理能力が痴呆症のため低下している原告に対して、これを知りながら、個人的に親しい友人関係にあるかのように思い込ませ、これを利用し、原告自身の強い希望や必要のない商品を大量に購入させ、その結果原告の老後の生活に充てられるべき流動資産をほとんど使ってしまったものである。このような売買は、その客観的状況において、通常の商取引の範囲を超えるものであり、民法の公序良俗に反するというべきである。

事例 1 - 8 消費者契約法検討会報告書 裁判例【49】

裁判例 平成 22 年 7 月 7 日福岡地裁 平成 20 年(ワ)2259 号
出典 消費者法ニュース 86 号 136 頁
要旨 婦人用品の小売り業者が 70 歳台後半の女性に対し、約 6 カ月の間に 115 点、総額 1286 万円の服飾品を次々と販売した事案。女性の判断能力が十分ではなく業者もこれを知り得たこと、商品は同種・高額なものが多数にわたり過量な質・量であること、女性には支払能力がなく業者も支払能力に疑問を抱いていたこと、業者は売買代金のほとんどを掛け売りにして後日まとめてクレジット契約を締結させており、女性がどの程度の債務を負っているかを判断し難い状況で次々と取引が行われており、取引開始から約 2 カ月半を経過した時点後に行われた売買契約については社会的相当性を逸脱しており公序良俗に反する無効なものとされた。

判示内容

私人間の売買契約は私的自治の原則あるいは契約自由の原則により、原則として有効であることはいうまでもないが、顧客の年齢や職業、収入や資産状況、これらから窺われる顧客の生活状況、判断能力、取引対象商品の必要性、取引の頻度、総量や代金額、取引手法等の諸事情に、これらに対する販売者側の認識も加味した上、総合的に見て、社会的相当性を著しく逸脱したと判断される場合には、公序良俗違反により無効となるというべきである。

以下、上記認定した事実に基づき、本件について原告被告との本件各購入契約が公序良俗違反となるか否かについて考察する。

ア 被告は原告との本件各購入契約当時、77 歳の高齢者であり、上記認定事実ウの事実^ウに照らせば、判断能力も十分ではなかったものと認められる。そして、被告は原告店舗を頻繁に訪れ、長時間滞在することもしばしばあったのであるから、原告は被告の言動等からそのことを知り得たものと認められる。

イ 取引対象商品はいずれも婦人用の服飾品であり、生活に必需といった類のものではなく、しかも本件においてはセーターだけでも 22 点など同種別の商品が多数にわたっているほか、10 万円以上の高級品が 40 点にも及んでおり、社交の場にそれほど出ない高齢者である原告にとって、過剰な量・質のものであることは明白である。

・・・(中略)・・・

ウ 被告の資力は上記認定事実イのとおりであり、不動産を所有しているとはいえ、月額 100 万円以上の服飾品を買えるような支払能力はなかった。

・・・(中略)・・・

なお、原告は被告が不動産を所有しているから資力は問題ない旨主張するが、これらの不動産からの賃料収入は、当該不動産のローン返済に充てられるほか、生活費の原資にもなっているものであり、服飾品の販売代金について不動産の売却による支払を期待することは通常取引道徳に反するというべきである。

・・・(中略)・・・

エ 原告の販売方法は、総額 1286 万 4025 円の売買代金のうち、個々の売買契約時に現金による支払が行われたのは総額 51 万 6100 円にすぎないのに対し、掛け払いの方法を用いたものは 1023 万 8997 円に上る。しかも、掛け払い分のうち 265 万 3122 円分については後日クレジット利用に変

判示内容

更するといった、変則的な支払方法が採られている。

そして、本件では、原告から被告に対しては、それが原告被告のいずれの意向であったかは別としても、ごく一部を除き、売買契約書、領収書、クレジット契約書は交付されておらず、とりわけ判断能力に問題のある被告にとっては、総額としてどの程度の債務を負っているのか判断し難い状況で、次々と取引が行われていた。

原告は売買の都度、それを被告に説明していたかのような主張をするが、上記認定のとおり、平成18年1月26日以降、ようやく月に1回程度原告において、被告に対し掛け払いの総額を示してサインをもらうようになったことが認められるものの、少なくともそれ以前はそのような書類を示して説明がされていたことを認めるに足りる証拠はなく、被告の判断能力からすれば、個々の売買を累計して自分がどの程度の債務を負っているかを把握することは著しく困難であったといわざるを得ない。

オ 原告は、他にも高額の商品を多数販売した顧客がおり、被告のような顧客は珍しくない、と主張して、それに沿った証拠として甲17を提出するが、原告以外の顧客からも過量多額の売買をしたとして訴訟を提起されたほか（証拠、略）、異なる2名の顧客が消費者センターに連絡をし、同センターから電話が受けたことがある（証拠、略）など、その販売方法については被告以外の顧客からも問題にされている。

カ 以上を総合すれば、被告に対する本件各購入契約の締結は、被告の年齢や収入、資産状況、生活状況、判断能力、取引対象商品の必要性に照らすと、その取引の頻度、総量が過剰・過量なものであったといわざるを得ない。さらに、被告に債務総額を認識させにくい掛け売り主体の販売方法で行われる点でも不相当である。

さらに、販売者である原告側の認識についても、被告代表者は遅くとも平成17年12月23日ころには、被告の支払能力に疑問を抱き始めているのであるから、このころから被告に対する販売を抑制すべきであったのに、被告の喜寿の祝い金といった不確かな臨時収入や生命保険の解約金といった、服飾品の支払の原資としては不相当な資金を当てにするなどして、その後も販売を継続している。

そうすると、平成17年12月24日以降の原告被告間の売買契約は社会的相当性を著しく逸脱したものであるとして、公序良俗違反により無効というべきである。

なお、本件売買が公序良俗違反であるか否かは、顧客の生活状況や判断能力等個別の事情をも考慮して判断するものである上、被告代表者の証言によれば、多額の売買をした顧客には掛け売りの方法で売買した顧客はいないというのであって（証拠、略）、原告には多額の売買をした顧客が他にもいるからといっても、被告に対する売買が公序良俗違反にならないというものではない。

事例1 - 9 消費者契約法検討会報告書 裁判例【20】

裁判例 平成24年5月24日 東京地裁 平24(ワ)388号

出典 ウエストロー・ジャパン

要旨 独居の老女である原告が、被告会社の従業員である被告Y3の来訪を受け、わけのわからないうちに、所有する本件不動産を廉価で同社に売り渡す旨の売買契約を締結させられたなどとして、同売買契約の不成立ないし錯誤又は公序良俗違反による無効、

あるいは消費者契約法4条1項1号に基づく取消しを主張して、被告会社に対し、本件不動産の共有持分権及び所有権に基づき、本件不動産の移転登記の抹消登記を求めるとともに、被告会社、被告Y3、同社代表取締役である被告Y1及び同取締役である被告Y2に対し、連帯しての損害賠償を求めた事案において、本件売買契約は、被告会社が高齢者の無知を利用して不当な利益を得ることを目的とした暴利行為であり、民法90条により無効であるなどとして、抹消登記請求を認容したが、被告会社の損害賠償債務は相殺により消滅したなどとして、各被告に対する損害賠償請求は棄却した事例

判示内容

(3) 原告の判断能力

原告は、千葉市（以下省略）の自宅不動産を所有して単身で居住し、本件不動産のほかに、千葉県成田市にも賃貸用アパートを所有し（原告本人）、不動産管理会社との間での本件不動産の賃貸借に関する管理代行委任契約書（甲4）に関しては、本件売買契約の2か月前の平成23年9月13日に自ら契約書に署名押印して更新契約をしている（C証人調書11頁）。また、前記(2)のとおり銀行口座や貸金庫も自ら管理し、権利証の保管場所が京葉銀行新検見川支店の貸金庫であることも正確に記憶しており、陳述書（甲10）においても上記認定の事実経過を詳細に記憶して述べている。

原告は、所有不動産の売却勧誘の電話がかかってくれば、その意味を理解することができるし（原告本人調書9頁、16頁）、別紙契約書の「区分所有建物売買契約書」という表題を読むこともできるし、その意味が売買であるということを理解することもできる（原告本人調書12頁）。

しかし、原告は、不動産の賃貸収入を得ながら自己所有の不動産に居住しているにすぎず、不動産売買の経験は乏しく、本件不動産の時価相場について十分な知識理解を有していない（甲10、原告本人、弁論の全趣旨）。

・・・(中略)・・・

2 民法90条による売買契約の無効について

上記認定事実によれば、原告は、本件売買契約書の表題の売買契約の意味を十分に理解する能力があり、本件売買契約書に署名した際、被告Y3の説明を受けて本件不動産を代金150万円で被告会社に売却する契約書を作成する趣旨であることを十分に理解していたと認められる。しかし、被告会社の担当者である被告Y3は、本件不動産の固定資産評価額が694万6275円であり、売却価格の相場が少なくとも700万円を超える物件であることを十分に認識しながら、86歳の高齢者である原告に突然電話を掛けて、時価の約2割にしかならない150万円で売買の合意をさせ、その後、初対面でいきなり売買契約書の作成から登記申請手続及び代金決済まで完了させたこと、被告会社の取締役である被告Y2は、契約直後に事情を知った原告の甥Cから登記申請の取下げを求められ、その時点では登記申請を取り下げることができたにもかかわらず、これに応じなかったことが認められる。

上記事実によれば、不動産会社である被告会社は、原告に電話をかける前から、本件不動産の時価相当額が少なくとも固定資産評価額を超える700万円以上の価値があることを知りながら、所有権取得の登記が古く夫の死亡による相続登記もされた女性名義の不動産であって、所有者である高齢の女性が不動産相場に疎いことを予期しつつ、突然電話をかけて時価を著しく下回る150万円で売却を持ちかけ、その電話で直ちに売買契約の合意と決済手順までをも決めてしまい、その後、

判示内容
<p>初対面でありながら担当者と司法書士を派遣して売買契約書を作成して即日決済を完了させ、不動産相場に疎い高齢者の無知ないし判断力の乏しさを利用して不動産を時価を著しく下回る価格で買い取り、不当な利益を得るために本件売買契約を締結したものと認めるのが相当である。</p> <p>このような動機、目的及び態様によって締結された本件売買契約は、被告会社が高齢者の無知を利用して不当な利益を得ることを目的とした暴利行為というべきであり、公の秩序に反する事項を目的とする法律行為として、民法 90 条により無効とされるものである。</p>

事例 1 - 10 消費者契約法検討会報告書 裁判例【130】

裁判例	平成 16 年 7 月 30 日 大阪高裁 平 15(ネ)3519 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	<p>被控訴人（一審本訴請求原告）が、控訴人（一審本訴請求被告）Y 1 との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人 Y 1 及び同 Y 2 に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人 Y 1 が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案において、本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法 4 条 3 項 2 号による取消し、本件付随契約については同法 4 条 1 項 2 号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例</p>

判示内容
<p>イ 争点(1)の③（本件易学受講契約の無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否）について</p> <p>原審における調査嘱託の結果によれば、大阪府易道事業協同組合所属の易学院では、授業は 1 回 90 ないし 120 分間程度行い、月 2 回の授業をする場合で、授業料の月額が 1 万円であることが認められるところ、乙 3 号証によれば、控訴人 A の●●●易学院では、入会金 5 万円のほか、普通科は、講習 30 時間で、講習料 17 万円、認定書交付料 3 万円、諸費用 1 万円合計 21 万円（本代は別途料金）、中等科は、講習 30 時間で、講習料 17 万円、認定書交付料 3 万円、著作権使用料 1 万円、資料費ほか 2 万 5000 円で合計 23 万 5000 円、高等科は、講習 48 時間で、講習料 30 万円、認定書交付料 5 万円、著作権使用料 1 万円、資料費ほか 2 万 5000 円合計 38 万 5000 円、師範科は、講習 48 時間で、講習料 40 万円、認定書交付料 30 万円、資料費ほか 2 万 5000 円合計 72 万 5000 円、以上普通科から師範科までを受講した場合は、入会金を含めて 160 万 5000 円を要し、このほかに試験料として 10 万円徴収されることが認められる。これによれば、控訴人 A の●●●易学院における易学受講料は、異常に高額であるというほかない。</p> <p>前記引用の原判決認定（原判決 26 頁 2 行目から 27 頁 7 行目まで）のとおり、控訴人 A は、●●●易学院に興味を持って控訴人 A 方を訪れた被控訴人に対し、易学の説明冊子等をろくに見せることもなく、易の説明もしないで、費用の高額であるのに驚いて帰りかけた被控訴人を引き留め、被控訴人を困惑させて、本件易学受講契約を締結させた。さらに、証拠（被控訴人本人（原</p>

判示内容

審)、甲7)によれば、被控訴人は、夫の死亡当時は会社勤めをしていたが、夫の死亡後仕事ができる精神状態ではなくなり、数か月休職した後退職してしまっていたところ、控訴人Aが、前記本件易学受講契約後、その日の内に、被控訴人に対し、改名、ペンネーム付け、印鑑の購入を勧め、被控訴人の「●●●」という名前について、「あなたの名前はおかしい。」などと言い出し、更に「あなたの親はひどい親だ。●●●は要っても、子は要らない。あなたは親に「いない子だ。」と言って名前を付けられた。」「名前を変えたらあなたの運勢は良くなる。」「あなたの夫が亡くなったのもあなたのせいだ。この名前のせいだ。あなたの良いときはまだいいが、運勢が悪いときは、50 パーセントの不幸が 100 パーセントくらい悪くなる、娘や息子にも悪いものが行く。」「印鑑の名前はその人の顔です。良い印鑑を持つと、名前同様に運命が変わります。絶対に印鑑は良い印鑑が必要です。天台宗のお坊さんだった人に製作を依頼します。私を信じなさい。私は何日も祈願してあげます。」と述べるなどして、夫を亡くし、子供が家を出て心の支えを失い精神的に不安定な状態にあった被控訴人において、夫の死のほかに、このさき息子や娘にまでけがや病気などの不幸などが起こってはあまりにつらいと思わせるなどした上、被控訴人が動揺し、かつ、改名、印鑑の購入や控訴人Aの祈祷が必要である等の暗示にかかったことを奇貨として、本件付随契約が結ばれたことが認められる。

そして、前記引用の原判決認定のとおり、控訴人Aは、その後わずか3週間の間に、被控訴人に対し、普通科、中等科、高等科、師範科の各授業料、諸費用、試験料等名目で合計190万円を支払わせたほか、証拠(被控訴人本人(原審)、甲5、7)によれば、改名代、ペンネーム代、印鑑製作費用及び祈祷料として原判決別紙出捐一覧表2-5、2-6及び3、4のとおり、138万3000円を支払わせたことが認められる。

以上認定の控訴人Aの本件易学受講契約の勧誘の方法及びその態様、同契約締結の経緯、同契約締結直後の本件付随契約締結の事情、契約内容としての易学受講料が異常に高額であること、被控訴人の身上などを合せ考慮すると、本件易学受講契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるというべきである。

事例1-11 消費者契約法検討会報告書 裁判例【91】

裁判例 平成20年1月30日 大阪地裁 平18(ワ)1633号

出典 判タ1269号203頁

要旨 被告呉服店の従業員である原告が、被告呉服店に対して、原告の支払能力を超える着物の立替払契約を締結させたことが公序良俗に反するなどとして立替金相当額の不当利得返還等を求めた事案において、被告呉服店が従業員に呉服を販売した行為は売上目標達成のために事実上購入を強要したものであるとして公序良俗違反を認め、これをもって信販会社の立替金請求に対抗できるとされた事例

判示内容

(1) 前記1(7)エのとおり、原告は、平成14年11月26日からの約3年という期間において、被告販売会社から着物、帯、バッグ、貴金属等を次々に購入し、合計で27回の本件売買契約を締結

判示内容

し、これに対応する立替払契約に基づく債務も、平成15年3月には100万円を超え、同年12月23日に約280万円に達し、平成16年6月3日に300万円を超え、その後の1年4月の間に600万円を超えるまで急激に増加しているのであり、これに伴い、各月の返済額も7万円ないし8万円から20万円以上にまで急激に膨らんでいる。

一方で、前記1(1)で認定したとおり、原告あるいは夫であるRの資力は乏しく、年金やパート収入に頼った生活を送っていたのであり、そもそも原告が被告販売会社でパートとして働き始めた経緯が生活費を捻出するためであって、前記1(4)ウで認定したとおり、原告の給与収入額はせいぜい年収が213万円程度から181万円程度(月平均で17万円から15万円程度)にすぎなかったのである・・・(中略)・・・。

そうすると、原告が繰り返した本件各売買とそれに伴う立替払契約は、返済がおよそ不可能な状況下でされたものというべきである。

・・・(中略)・・・

以上の諸点に照らすと、原告が過大な債務を負担するような本件売買とこれに伴う立替払契約を繰り返した原因は、原告の購買意欲にあったわけではなく(社員割引を利用したからといって、それは負担を少しでも軽減しようとする極めて自然な態度であって、購買意欲があることを示すものというわけではない。)、被告販売会社の売上目標達成優先の営業方針とそのため給与体系を採っていたことに起因したものである。

もっとも、原告は、前記1(9)のとおり、適正な状況判断をすることが困難な傾向があるという診断を受けているが、この診断は、本件立替金債務の返済に窮するようになった後の状況であること、前記1(6)イのとおり、Mグループ[注：被告販売会社のグループ]において自ら自社商品を購入する従業員が非常に多かったこと、また、前記1(10)のとおり、各地の消費生活センター等にMグループの従業員が着物を購入して債務の支払に困惑しているとの相談が多数寄せられていたことに照らすと、原告の個人的な資質が過大な債務負担の原因であるとはいえないというべきである。

- (4) さらに、前記1(6)ウ、エのとおり、被告販売会社にあつては、地区長であるQやその他の幹部が商品購入の際に社員割引の承認をしていたことなどから、原告の購入回数や月々の支払金額も概ね把握していたのであり、その購入回数や毎月の返済額が非常に多いことは認識していたというべきである。また、前記1(7)ウのとおり、本件売買15、16及び18の際には、既に利用した信販会社では審査が通らない程度に立替金債務が膨らんでいたことを認識していたことが認められるのである。

このように、被告販売会社は、原告の商品購入やその債務負担額について幹部を通して把握していたのであるし、また、当然ながら、原告に支給される給与額についても把握し、原告の実情は認識していたというべきである。事実、同被告は、前記1(11)のとおり、消費生活センターに寄せられた苦情に配慮して、平成15年10月15日付けで社内ルールとして多重販売契約等のガイドラインを設け、残債権額が年収の1.5倍から2倍の範囲を超えないようにすることとしていたのであるから、原告について、従業員とはいってもこのガイドラインを超えているということは十分認識していたものというべきである。被告販売会社は、その上で、原告に対し、なおも売上目標の達成を徹底して求め、同被告の利益を図ったことができる。

・・・(中略)・・・

- (5) 以上、本件各売買とこれに伴う立替払契約に基づく立替金債務が極めて過大であり、原告の資

判示内容

力等に照らして到底支払不能であったこと、そのような事態を引き起こした原因が被告販売会社の営業方針にあった上、同被告も原告の上記実情を十分認識して、売上目標の達成を徹底して求めていたという事情を総合すると、本件売買に至らせた被告販売会社の行為は、売上向上や売上目標の達成のために、原告の従順な人柄を利用し、原告に対し、自社商品を購入することを事実上強要したものであるべきであり、その結果、同被告は、従業員である原告の過大な債務負担のもとで会社としての利益を得たといえることができる。そうすると、同被告の上記行為は、原告が負う上記債務の程度によっては社会的相当性を著しく逸脱したものであるといえるべきである。

そこで、さらに判断すると、平成16年6月3日の本件売買契約17及び本件立替払契約17を締結するまでに、別紙2のとおり、すでに残債務額が293万4400円あり、上記各契約の締結により立替払契約の残債務額が300万円を超え、各月の返済額も8万円を超え（8万4200円ないし8万1200円）、向こう1年以上にわたって各月の返済額が月平均の給与の半分を超える状態に至ることとなったのであり、その後の本件売買によって、さらにその状況は著しく悪化し、残債務も平成16年の原告の年収額の1.5倍を超えるようになっている。そうすると、本件売買契約17の締結以降において締結した本件売買契約、すなわち、本件売買契約3ないし6、8ないし18、21、23及びDは、原告の支払能力を超えるものであっていずれも公序良俗に反して無効であるといえるべきである。

なお、原告は、本件売買契約は、一連一体として公序良俗に違反して無効であると主張するが、本件においては、各売買契約は、それぞれ別個に契約締結がなされ、前記のとおり、原告の支払能力を超える量の購入をさせた以降において公序良俗に反すると認めるべきであるから、原告の上記主張は、採用することができない。

事例1 - 12 消費者契約法検討会報告書 相談事例【103】

[相談事例]

20歳の誕生日に高校時代の友人から電話で呼び出された。食事しながら友人に「ぜひ会ってほしい人がいる。いい話がある」と言われ、断りきれずに別の喫茶店で業者の担当者と会った。その場で投資用DVDを使ったシミュレーションを説明された。担当者と友人から「1、2カ月で20万円は稼げる。こんないい話はない。ここで決めなければもう二度とこんな話はしない」などと言われ、断りきれずに契約に同意した。その場で、指定された学生ローン2社から「車を買う」名目でそれぞれ30万円を借りてくるように言われた。自分は免許がないので一度は借りられなかったが、再度「時計を買う」名目で借りるよう指示され、総額60万円を借りた。喫茶店に戻り、業者の担当者にお金を渡し、契約書に記入してDVDを受け取った。その後はDVDの利用方法は教えてもらえず、誰かを紹介すると一人につき10万円渡すということばかりを強調される。解約し、返金してほしい。

事例1 - 13 国民生活センターウェブサイト³

³ http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen86.html

釣られて買った泥だんごが2万円！

「公民館で植木市。軍手4つ10円（65歳以上女性優先）」などと書かれたチラシが自宅のポストに入っていた。会場で軍手を買ったところ、販売員が泥だんごのような物を出し、「社長が山形県で取ってきた岩石に、硫黄を混ぜた。風呂に入れると硫黄が出て腰痛に効く。18万円のところを、今日支払えば10個で2万円！」と言った。横にいた2人の若い女性を買ったので、釣られて買ってしまった。公民館だったので信用したが、効果がなかったので解約したい。領収書をくれなかったので業者の連絡先が分からないし、今思うと、2人の女性はサクラだったのではないか。

2 . 第三者による不当勧誘

事例 2 - 1 国民生活センターウェブサイト⁴

【事例 1】「絶対に高値でリゾート会員権を買い取る」と勧誘業者に仕向けられ契約したケース

以前、未公開株などを 700 万円分購入し、トラブルに遭い損をしたことがある。ある日 A 社から電話があり、「B 社のリゾート会員権のパフレットが届いているか。これが届いているのは宝くじに当たっているようなものなので探すように」と言われ、探したら届いていた。2～3 日後、A 社から電話があり「絶対に高値で買い取るのでその会員権を購入してほしい」と言われ断ったが、「全国に顧客がおり、多くの人が先に購入してもらって我々が高額で買い受けている。絶対に嘘（うそ）はない」などと誘われ信用して B 社のリゾート会員権を 3 口分、315 万円で購入した。その後も「合計 5 口になればもっと高額で買い取る」と A 社から追加購入を煽られ、さらに 2 口分 210 万円振り込んだ。支払金額の合計は 525 万円になる。A 社はすぐ買い取りの準備をすと言っていたが、その後 A 社からの連絡は一切なく、連絡先もわからない。B 社に連絡したが A 社のことは知らないと言われ、解約にも応じてもらえなかった。

⁴ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101125_2.pdf

3 . 取消権の行使期間

事例 3 - 1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【145】

裁判例 平成 15 年 5 月 14 日 東京簡裁 平 14 (八) 85680 号
出典 ジュリ別冊 200 号 82 頁 (消費者法判例百選)
要旨 訪問販売により被告販売会社との間で売買契約を、被告信販会社との間で売買代金についての立替払契約を締結した原告が、本件各契約の無効及び精神的損害 の存在等を主張して、不当利得返還、損害賠償、立替金債務不存在確認を求めたのに対し、被告信販会社が、本件立替払契約に基づく立替金の支払を求めた事案 において、本件売買契約の一部につきクーリングオフを認め、また、本件売買契約を公序良俗違反と認定して無効とした上で、立替払契約は売買契約と一体の契約関係にあるから、売買契約が無効と解される以上、立替払契約も無効になるとして、原告の被告信販会社に対する弁済金の不当利得返還請求を認めたものの、その他の本訴請求を退け、反訴請求は理由がないとして棄却した事例

判示内容

1 証拠によれば、以下の事実を認めることができる。

被告は、本件契約当時、家出中であり、友人の家を転々としていた。また、定職もなく定まった収入もなかった。たまたま新宿の街を歩いていたときに販売店の男性担当者から声をかけられ、何度も断ったものの絵画の展示場に連れて行かれた。

展示場には 20 点位の絵画が展示されていた。しかし、被告は絵画についての趣味はなく、その旨繰り返し担当者に話したが、担当者は、気分がすぐれないときに部屋に飾ってある絵画を見ればリラックスするからなどと言って購入を勧め、被告に対し契約書にサインすることを求めた。

被告は、再度断ったが、担当者が被告の言動を無視するように繰り返し契約書への記入を求め、記入しなければ帰してもらえないような気がしたため、展示されていた絵画の中から何となく気に入ったものを指定し、言われるままに契約書の契約者欄に署名押印をした。収入の欄については、担当者が、被告に定職のないことを知っていたにもかかわらず、これくらいにしておけば大丈夫などと言って、被告に「月収 27 万円」と記載させた。被告は、自分が指定した絵画の価額が 80 万円であることを教えられたのみで、毎月の支払額や支払回数、手数料等クレジットの具体的な内容についての説明を受けなかった。

同年 8 月ころ、被告は、自分の携帯電話に販売店担当者から来店するようにとの連絡を受けた。その当ても被告は家に帰っておらず、家出中のままだった。被告が再度来店したところ、販売店の担当者は、商品を引き渡すので納品確認書に署名押印するように求めた。被告は、絵画を購入したつもりはないし、受け取っても家には飾る場所がないからと言って断ったが、担当者が、受け取ったことにしてもらえないと困るのでとにかく受取のサインをするようにと要求した。そこで、被告は、サインをしないと帰してもらえなくなると思い、仕方なく上記確認書に署名押印した。しかし、絵画は現在も被告のものにはない。

2 以上の事実に基づき検討する。

(1) 販売店の勧誘行為は消費者契約法 4 条 3 項 2 号に該当するか

被告は、展示場において、自分が家出中であり、定職を有しないことや絵画には興味のないこ

判示内容

とを繰り返し話したにもかかわらず、担当者は、被告のこれらの事情を一切顧慮することなく勧誘を続け、契約条件等について説明しないまま契約書に署名押印させ、収入についても虚偽記載をさせたものである。販売店の担当者は「退去させない」旨被告に告げたわけではないが、担当者の一連の言動はその意思を十分推測させるものであり、被告は、販売店の不適切な前記勧誘行為に困惑し、自分の意に反して契約を締結するに至ったものである。販売店のこの行為は、消費者契約法4条3項2号に該当するというべきである。

(2) 期間内の取消権行使か

被告は、前記販売店の不適切な勧誘行為を理由として、平成15年1月23日提出の答弁書（同年1月27日原告に対しファクシミリにより送信済み）において、信販会社である原告に対し、本件立替払契約を取り消す旨の意思表示をした。消費者契約法においては、上記取消権行使期間は追認することができる日から6ヶ月間とされており、被告の取消権行使がこの期間内のものであったかどうかについて検討する。

被告は、販売店から商品を引き取りに来るようにとの連絡を受け、平成14年8月10日納品確認書に署名押印している。そして、この時点においても、被告は、契約の意思も商品引取りの意思もないことを販売店に表明しているのであり、申込時におけると同様、販売店の担当者の言動に基因する困惑した状況のもとに、納品確認書に署名押印したことが認められる。この引渡しの手続きは、販売店の債務履行のためになされたものであり、申込時における契約と一体をなすものであると考えられる（因みに、鑑賞のために購入したはずの絵画が、飾る場所がないからという理由でその後も引き続き販売店において保管されている事実は、被告には当初から絵画の購入意思がなかったことを推認させるものである。）。したがって、取消権行使期間も、この時から進行すると解するのが相当である。そうすると、被告の取消権行使は、行使期間である6ヶ月間の期間内になされたということになる。

事例3 - 2 消費者契約法検討会報告書 相談事例【97】

[裁判中の事例]

原野商法の二次被害で、他にもっと良い土地があるとして、買換の形で、次々と新たな土地を購入させられていた事案。高齢であり、被害に気づくのが遅いため、相談にきた時点で、計6回購入させられているうち4回は、既に契約締結から5年以上経っていた。

事例3 - 3 消費者庁「平成23年度消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査結果報告」「B-1 関係機関ヒアリング」「3 取消権の行使期間（7条）」

数年前に、脅迫的な勧誘を受けたため、恐くてどこにも相談できなかったが、友人が同じようなケースで弁護士に相談して返金してもらったと分かった。私も取り戻せるだろうか。